

## 【用語】

町方・在方—町部と農村部 物持—財産家、富豪

引間村—群

馬郡群馬町 前原村—前橋市青梨子町 野良犬村—前橋市清野町 役  
家—村役を務める家 大貝—ほら貝のこと 手迎—手向かい 請印  
—廻状の村名の下へ承認の印をおすこと 留村—廻状が最後に廻つて  
くる村

【解説】慶應四年（一八六八）二月、多胡郡神保村（吉井町）の辛科神社の農民集会をきっかけに、西上州世直し一揆がおこり、それは瞬く間に上州全域に広がった。「世直し」は、世の中を改め新しい世にするという意味で用いられるが、この時、上州の各地に世直し大明神が登場した。そして生活に行き詰まっている貧しい農民を放置する富裕な農民や商人などを懲らしめ、金・穀物の施し、質地・質物の無償返還、借金証文の破棄などを要求した。さらに、多くの農民を動員するため世直し廻状が村々を廻った。

この文書は、群馬郡引間村周辺の富裕な物持ち・質屋・糸商人・酒屋・穀屋などを襲つて施しを求めるため農民に動員をかけた廻状である。すなわち「三月二日午後六時頃、村役人であろうとも一軒に一人ずつ、打ちこわし道具を持つて金古宿の並木や總社明神に集まり、闘の声を上げ、ほら貝を吹き立て、松明を持参せよ。そして参加しない村々には火をかけ、焼き払う」としたうえで、「この廻状を確かに読んだという請印をし、次の村に廻せ」と指示している。この世直し一揆について東山道総督府は、はじめ一定の理解を示していたが、三月中旬になると「朝敵」同様の行為であるとし、上野国の諸藩に出兵を命じて鎮圧した。そして無償で返還させた質物は、直ちに質屋へ返すよう指示したのである。